

# 大阪市みどりのまちづくり条例における 緑化等計画書の作成手引き



大阪市

## 目 次

はじめに	・・・ P 1
語句説明	・・・ P 2
制度説明	・・・ P 4
緑化義務面積算定	・・・ P 5
公園又は広場面積算定	・・・ P 1 5
手続きのフロー図	・・・ P 1 7
緑化等計画書の作成要領	・・・ P 1 9
記入例	・・・ P 2 3
様式	・・・ P 2 6

## はじめに

都市におけるみどりは、良好な都市環境やうるおいある都市景観を形成し、都市魅力の向上に寄与する貴重な都市資源であるとともに、安全安心で快適な私たちの生活を支える大切な都市基盤です。

もともと山林などの自然の緑に恵まれない平野部に早くから高密な土地利用が進んできた大阪市では、近代化のまちづくりの過程において、市、市民、事業者が力を合わせ、公園や街路などの公共空間や民有地の緑化を推進してきました。また、近年は、市、市民、事業者が連携・協働してみどりのまちづくりに取り組むため、緑化講習の開催や地域での花壇づくりなど多様な取組みを進めてきました。

今後も引き続き、少子高齢化、防災・減災への対応、都市環境問題の顕在化など、時代とともに変化する様々な社会情勢に対応しながら、みどりのまちづくりを進めていかなければなりません。

そのため、今まで以上に市、市民、事業者が連携及び協働し、創意工夫することにより、多様な手法で新たな緑を創出するとともに、貴重な都市の緑の保全に努め、全ての緑を良好に管理し、その緑を活かした質の高いみどりのまちづくりを総合的かつ計画的に推進していくための『新たな仕組み』として大阪市みどりのまちづくり条例が制定されました。

この中で、都市の緑の保全、回復、創出のためには、公共空間の緑化をより一層推進するとともに、緑地が不足している都市の中で大きな構成要素である「建築物の敷地等」について、着実に緑化を図るため、一定規模以上の建築物の新築、改築又は増築の際に緑化を義務付ける「緑の創出」の項目を創設しました。

本マニュアルはこの制度に即した緑化を実施する際の参考となるように、緑化の基準や必要書類の作成、留意事項などを解説したものです。

## 語句説明

### 新築

建築物を新たに建てることをいいます。

### 改築

建築物の全部若しくは一部を除去し、又は建築物の全部若しくは一部が災害によって滅失した後、引き続き同一敷地内において位置、用途、規模及び構造が著しく異ならない建築物又はその部分を造ることをいいます。

### 増築

建築物の同一棟、別棟を問わず床面積を増やすことをいいます。

### 特定建築物

建築基準法第6条もしくは第6条の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知が必要であり、その敷地面積が1,000平方メートル以上で新築、増築又は改築を行う建築物のことをいいます。

### 緑化

樹木等の植栽を行うことをいいます。

### 緑化部分

次のア～ウとします。ただし、可動式の植栽基盤は含まないものとします。

- ア 敷地において、緑化を目的として植栽を行う区画が明確にされている部分。
- イ 建築物の屋上や屋根などにおいて、緑化を目的として植栽を行う区画が明確にされている部分。
- ウ 建築物の外壁やそれに沿った塀やフェンスなどにおいて、緑化を目的として植栽を行う区画が明確にされている部分。

### 緑化基本位置

特定建築物の敷地に接する道路から容易に視認できる緑化部分の位置のことをいいます。

### **接道部**

道路法(昭和27年法律第180号) 第3条第1項に規定する道路、農道、林道その他一般交通の用に供する場所に接する境界部分の敷地をいいます。

### **植栽基盤**

樹木や地被植物などの植物が生育するための表面が土壌その他で覆われているものをいいます。

### **特定高木**

樹高 5メートル以上の樹木とします。

### **高木**

樹高 3メートル以上 5メートル未満の樹木とします。

### **中木**

樹高 1.5メートル以上 3メートル未満の樹木とします。

### **低木**

樹高 0.3メートル以上 1.5メートル未満の樹木とします。

### **地被植物**

地表を低く覆う笹類、シダ植物などの植物とします。ただし芝生や一年草を除きます。

### **公園又は広場**

主として休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地をいいます。

## 制度説明

### 1 制度の目的

本制度は、大阪市内の建築物やその敷地に景観に配慮した緑化を行い、緑豊かでうるおいのある良好な都市環境の形成を図り、緑を活かした質の高いみどりのまちづくりを進めることを目的としています。

### 2 制度の概要

本制度では、敷地面積 1,000 平方メートル以上の新築又は増改築（以下「特定建築物」）を行う方（以下「緑化義務者」）に対して、緑化基本位置において敷地面積の 3 パーセント以上にあたる緑化を設置することや、緑化等計画書の作成や提出、内容変更時の届出、及び緑化等完了の届出をすることを定めています。

### 3 適用除外

#### 【条例】

（適用除外）

第 19 条 第 12 条から前条までの規定は、次に掲げる特定建築物の新築等を行う場合については、適用しない。

- (1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めるもの
- (2) その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であって、その用途又は敷地の状況によってやむを得ないと市長が認めるもの

次のいずれかに該当する建築物及びその敷地については緑化義務の適用除外とします。

- (1) 都市公園などの広い緑地内に建築される場合をいいます。
- (2) 敷地内が全部、若しくは一部ががけ地になっている建築物、その用途でやむを得ないものについては、河川や道路など公共空間として使用されており、緑化をすることが適当でないものとしてします。

また、敷地の状況によるものは地下又は高架の工作物内に設けられた建築物及びその敷地などが該当します。

## 緑化義務面積算定

### 【条例】

(建築物の新築等をする場合の緑化義務)

第 12 条 新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする場合には建築基準法第 6 条若しくは第 6 条の 2 の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知が必要である建築物であって、その敷地面積が 1,000 平方メートル以上のもの（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「緑化義務者」という。）は、当該特定建築物に係る新築等の工事が完了するまでに、当該特定建築物の敷地内における緑化を行わなければならない。

2 前項の緑化は、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

- (1) 市規則で定めるところにより算定した緑化部分（特定建築物の敷地、外壁、屋上その他これに類すると市長が認める部分のうち市規則で定める基準により緑化された部分）をいう。以下同じ。）の面積が当該特定建築物の敷地面積（市規則で定める敷地の部分の面積を除く。次条第 2 項において同じ。）に 100 分の 3 を乗じて得た面積（以下「緑化義務面積」という。）以上であること

緑化義務面積は以下のとおりです。

### 敷地面積×3パーセントで算出される数値以上の面積

### 【条例】

(建築物の新築等をする場合の緑化義務)

第 12 条

1～2 (略)

- 3 その敷地の状況により緑化基本位置において緑化義務面積以上の緑化部分を設置することが困難であると市長が認める特定建築物については、緑化義務面積から緑化基本位置に設置する緑化部分の面積を減じた面積に 2 を乗じて得た面積以上の緑化部分を、緑化基本位置以外の部分に設置する場合には、当該特定建築物に係る第 1 項の緑化は前項各号に掲げる基準に適合するものとみなす。ただし、緑化義務者が緑化部分を可能な限り緑化基本位置に設置していると市長が認める場合に限る。

ただし、緑化基本位置に緑化義務面積を満たす緑化部分を設置することが困難な場合は、緑化義務面積から実際に緑化基本位置に設置する緑化部分の面積を減じた面積に 2 を乗じて得た面積以上の緑化部分を緑化基本位置以外の部分に設置しなければなりません。

例) 1,000 平方メートルの敷地内で視認できる緑化基本位置に 15 平方メートル (1.5 パーセント分) だけ緑化義務面積を確保できない場合

{ (1,000 平方メートル×3 パーセント) - 15 平方メートル } × 2 = 30 平方メートル  
よって

緑化基本位置 15 平方メートル (1.5 パーセント)

緑化基本位置以外 30 平方メートル (3.0 パーセント)

合計 45 平方メートルの緑化部分を確保

## (緑化基本位置)

### 【条例】

(建築物の新築等をする場合の緑化義務)

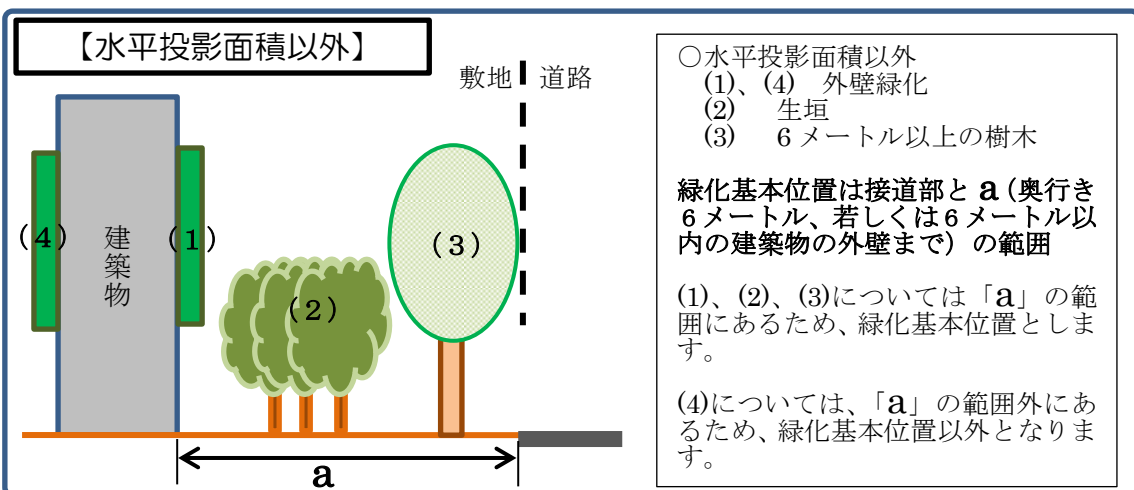
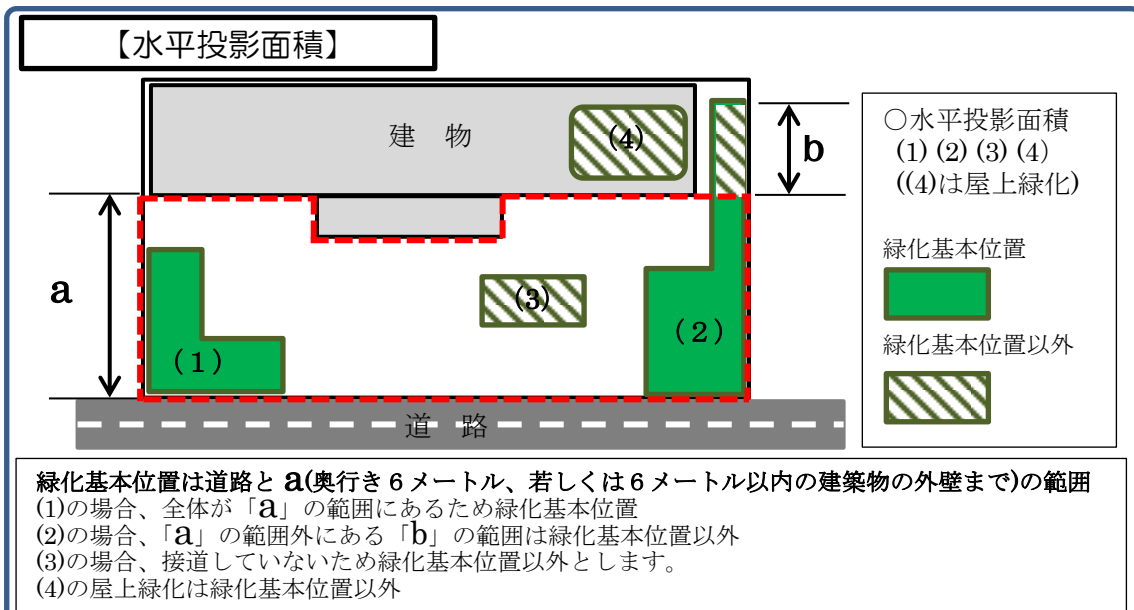
#### 第12条

(1) (略)

(2) 特定建築物の敷地に接する道路から容易に視認できると市長が認める位置(以下「緑化基本位置」という。)に緑化部分を設置すること

緑化基本位置については接道部から奥行き6メートル、若しくは接道部から奥行き6メートル以内にある最も近い建築物の外壁までを範囲とします。この範囲以外の部分で緑化を行う場合は緑化基本位置以外とします。また、水平投影面積で算定する緑化部分は接道部に接するもの、水平投影面積以外で算定する緑化部分は、上記範囲に設置したものが緑化基本位置の対象となります。

(接道部にブロック塀やフェンスが設置され、敷地が見通せない場合は視認困難であるため、緑化基本位置以外とします。)





## (敷地面積の算定から除外される敷地の部分)

### 【施行規則】

(敷地面積の算定から除外される敷地の部分)

第5条 条例第12条第2項第1号の市規則で定める敷地の部分は、次の各号に掲げる部分とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校における運動場その他の運動施設に係る敷地の部分
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設における屋外遊戯場に係る敷地の部分
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その用途から緑化することが困難であると市長が認める部分

次の施設を設置している場合は、敷地面積からこれらの施設に必要と認められる面積を控除します。

- ・学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校における運動場その他の運動施設に係る敷地の部分(トラック及びトラックを外周線とする整地された地面、テニスコート、野球場その他の球技場、プール、弓道場その他これらに類する施設)
- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設における屋外遊戯場に係る敷地の部分
- ・上下水道施設における水処理施設、汚泥処理施設その他緑化することが困難な施設(沈殿池、砂ろ過などの水処理施設や焼却炉などの汚泥処理施設など)に係る敷地の部分
- ・工場における貯水槽その他緑化することが困難な施設貯水・貯油槽、パイプラック、圧力タンク、煙突、クレーン敷地、排水浄化施設等の施設に附帯する防護壁その他これらに類する施設)に係る敷地の部分
- ・駅舎等の敷地内の線路に係る敷地の部分
- ・港湾法に規定する外郭施設(防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁)に係る敷地の部分

## (植栽密度)

### 【施行規則】

(敷地等の緑化の基準)

第3条 条例第12条第2項第1号の市規則で定める基準は、次に掲げる基準のいずれかに該当することとする。

(1) 特定建築物の敷地、屋上その他これに類すると市長が認める部分について、次に掲げる基準のいずれにも適合すること

ア 当該部分に存する植栽基盤（緑が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分をいう。以下同じ。）（次号又は第4号に規定する部分の緑化のための植栽基盤であると市長が認める部分を除く。）の水平投影面積の合計面積（以下「植栽基盤面積」という。）に0.05を乗じて得られた数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以上の本数の高木（高さ3メートル以上5メートル未満の樹木をいう。以下同じ。）を植栽すること

イ 植栽基盤面積に4を乗じて得られた数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以上の本数の低木（高さ0.3メートル以上1.5メートル未満の樹木をいう。以下同じ。）を植栽すること

緑化義務面積1平方メートルあたり0.05本以上の高木と4本以上の低木を植栽することとします（実面積に対する割合となります）。

### 【施行規則】

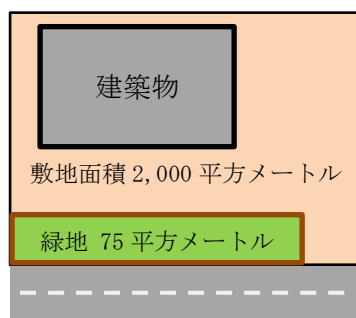
(敷地等の緑化の基準)

第3条

1 (略)

2 前項第1号の規定の適用については、同号に規定する部分に植栽された特定高木（高さ5メートル以上の樹木をいう。）1本を高木2本と、中木（高さ1.5メートル以上3メートル未満の樹木をいう。）3本を高木1本と、地被植物（緑豊かでうるおいのある良好な都市景観の形成に資するものと市長が認めるものに限る。）4本を低木1本と、それぞれみなすことができる。

- 中木3本を高木1本に、若しくは高木のうち、特に樹高5メートル以上の特定高木1本を高木2本に換算することができます。
- また、地被植物（芝生を除く）4本を低木1本に換算することができます。
- 水平投影面積以外の植栽本数は樹種、枝張りを考慮して配置します。  
(外壁等の緑化及び生垣は0.3メートルから0.5メートル間隔を標準とします)



(例) 敷地面積 2,000 平方メートル

- 緑化義務面積 2,000 平方メートル  $\times$  0.03 = 60 平方メートル (実際の緑地が 75 平方メートルの場合)
- 必要な高木 75 平方メートル  $\times$  0.05 本/平方メートル  $\div$  4 本
- 必要な低木 75 平方メートル  $\times$  4 本/平方メートル = 300 本 (中木を高木に換算する場合)
- 12 本 (中木)  $\div$  3 本 = 4 本 (高木) (地被植物を低木に換算する場合)
- 1,200 本 (地被植物)  $\div$  4 = 300 本 (低木)

一部変更でも可

## （例外的な緑化の基準）

### 【施行規則】

（敷地等の緑化の基準）

#### 第3条

1～2 （略）

3 第1項第1号に規定する部分の状況により高さ1.5メートル以上の樹木の植栽が困難と認められる場合の同号アの規定の適用については、低木80本を高木1本とみなすことができる。

- 敷地の状況等により高木の植栽が困難と認められる場合、高木1本を低木80本に換算することができます。
- なお、高木の植栽が困難なものとする主な理由の事例は下記のとおりとなります。
  - ①屋上とその構造上、高木植栽に必要な土壌等の厚さを確保できるだけの荷重に耐えられない場合
  - ②接道部と建築物の間の細い植栽基盤で、高木の生育に必要な土壌等の幅を十分に確保できない場合
  - ③既存緑地を活用する場合、すでに低木等が生育して全体を覆ってしまっており、高木を植える場所が確保できない場合

## （都市計画法第29条の開発行為との関連について）

都市計画法第29条の規定は、開発行為（土地の区画形質の変更等）の許可に当たり開発区域面積の3パーセント以上の公園・広場等を確保するというものであるのに対し、市条例に基づく緑化義務及び公園又は広場の設置義務は建築行為（建築物の新增改築）にあたり個々の建築物の敷地内で確保されるものであることから、別個のものとなります。

ただし、建築物の敷地内に設置される緑地等を開発行為の緑地等と兼ねることは可能です。

## (面積算定)

### 【水平投影面積による算定】

#### 【施行規則】

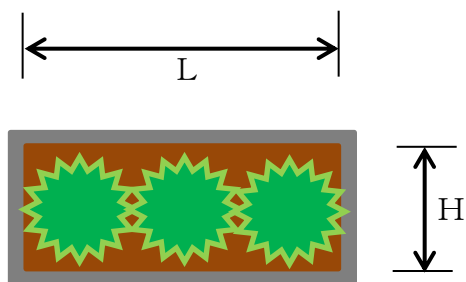
(緑化部分の算定方法)

第4条 条例第12条第2項第1号の市規則で定める特定建築物の緑化部分の面積の算定方法は、次の各号に掲げる緑化部分の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した面積の合計により算定する方法とする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる基準による緑化部分 当該緑化部分に係る植栽基盤面積(当該緑化部分に6メートル以上の高さの樹木が植栽される場合にあつては、当該植栽基盤面積に当該樹木1本につき22.5平方メートルを加算した面積)

水平投影面積の算定は、植栽基盤の水平投影面積とします。

#### 【水平投影面積の算定の例】



計算式

水平投影面積  
(植栽基盤の面積(内寸法))

$$L \times H$$

## 【水平投影面積以外による算定】

水平投影面積以外の算定は、次のとおりとします。

### 〈外壁等〉

#### 【施行規則】

(緑化部分の算定方法)

#### 第4条

(1) (略)

(2) 前条第1項第2号に掲げる基準による緑化部分次に掲げる緑化部分の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより算定した面積の合計面積

ア 外壁等又は外壁等に隣接する部分に植栽基盤を設置し、当該植栽基盤から緑が外壁等を登はんする方法により緑化する部分であると市長が認めるもの(緑の登はんを補助するための資材(市長が認めるものに限る。))で上端から下端までの垂直方向の最大の長さが2メートル以上のものを使用する場合にあっては、当該植栽基盤が外壁等に接し、又は隣接する部分の水平投影の長さに2を乗じて得られた面積、その他の場合にあっては、当該植栽基盤が外壁等に接し、又は隣接する部分の水平投影の長さに1を乗じて得られた面積

イ 外壁等又は外壁等に隣接する部分に植栽基盤を設置し、当該植栽基盤から緑が外壁等を下方向に垂れる方法により緑化する部分であると市長が認めるもの(当該植栽基盤が外壁等に接し、又は隣接する部分の水平投影の長さに1を乗じて得られた面積

ウ ア及びイに掲げるもののほか、外壁等に植栽基盤(植栽基盤の上端から下端までの垂直方向の最大の長さが1メートル以上であるものに限る。))を設置する方法により緑化する部分であると市長が認めるもの(当該植栽基盤が外壁等と接する部分の面積

### ア：登はん型

(植栽基盤に植物を植栽し、外壁などに植物をからませて緑化するタイプ)

- ・ 2メートル以上の高さの植物の登はんを補助するワイヤーやネットなどの緑化資材(以下、「補助資材」という。)を使用した場合、面積の算定は、外壁などの植栽基盤の水平投影の長さに2を乗じた面積とします。
- ・ 2メートル未満の補助資材を用いる、若しくは補助資材を用いないで植栽する場合、面積の算定は、外壁などの植栽基盤の水平投影の長さに1を乗じた面積とします。

### イ：下垂型

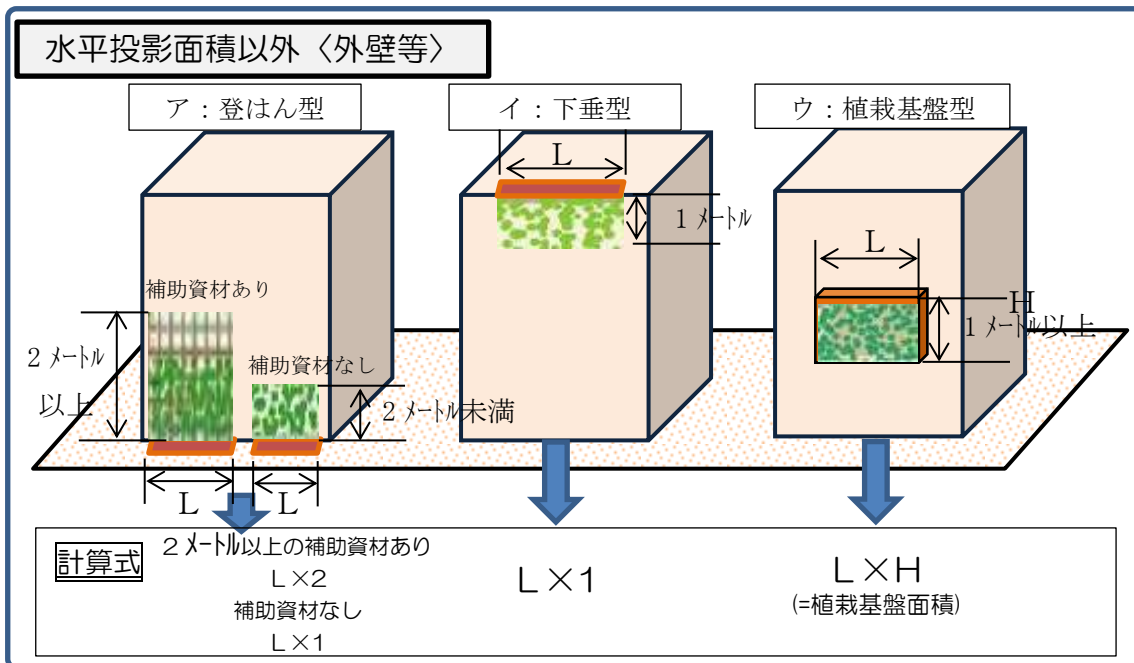
(外壁などに屋上やベランダ等から植物を下垂させて緑化するタイプ)

- ・ 面積の算定は、植栽基盤の水平投影の長さに1を乗じた面積とします。

### ウ：植栽基盤型

(外壁などに植栽基盤を設置し緑化するタイプ)

- ・ 高さは原則1メートル以上とします。
- ・ 面積の算定は、植栽基盤が外壁などに接する部分の面積とします。



### 〈6メートル以上の樹木〉

**【施行規則】**

(緑化部分の算定方法)

第4条

(1)～(2) (略)

(3) 前条第1項第3号に掲げる基準による緑化部分(第1号の規定により面積が算定される緑化部分を除く。) 植栽された6メートル以上の高さの樹木1本につき 23.5平方メートル

- 面積の算定は、1本あたり23.5平方メートル(立面積)とします。
- ただし、水平投影面積で算出する植栽基盤内に6メートル以上の樹木を植栽する場合は、樹木の育成に必要な植栽基盤の面積を除くため22.5平方メートルとします。

### 〈参考：生垣〉

**【施行規則】**

(緑化部分の算定方法)

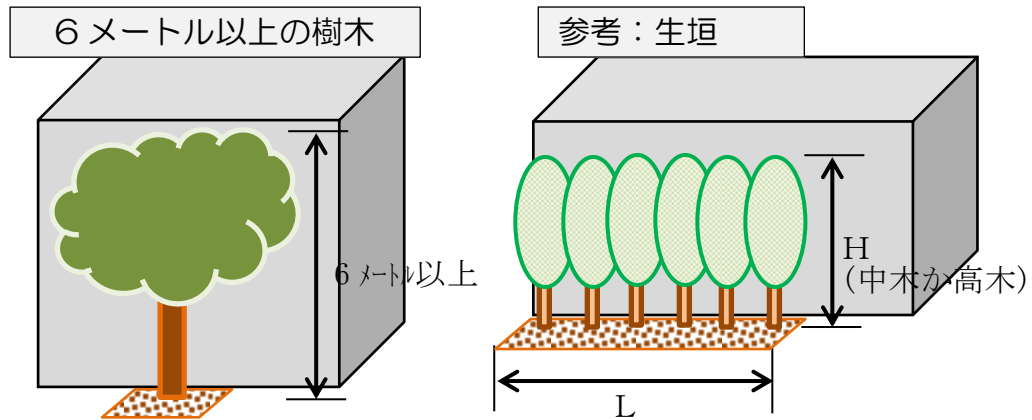
第4条

(1)～(3) (略)

(4) 前条第1項第4号に掲げる基準による緑化部分 市長が定めるところにより算定した面積

- 建築物の外壁等に沿わせて植栽することとします。
- 植栽に用いる樹木は、中木、若しくは高木とします。
- 面積の算定は、樹木の高さに枝張りの両端の長さを乗じた面積とします。

水平投影面積以外〈6メートル以上の樹木〉〈参考：生垣〉



計算式

高木：1本当り 23.5 平方メートル  
 (水平投影面積で算出する植栽基盤内なら  
 22.5 平方メートル)

生垣：L × H

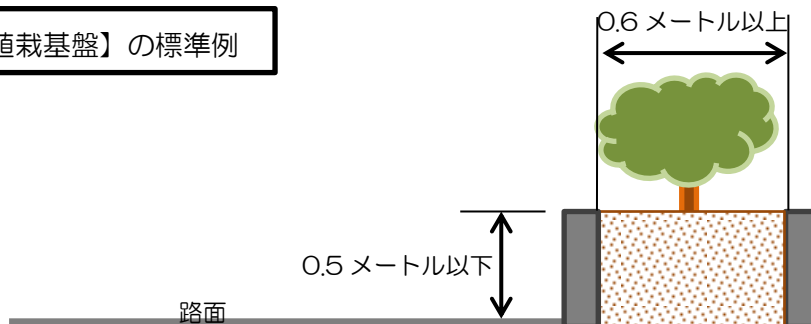
(注意事項)

(1) 配置

ア 緑地上には、原則として軒、ひさしやバルコニー等の構造物がないものとします。

イ 植栽基盤は、樹種の特성에応じて樹木等の生育に支障のない構造及び土壌等の厚さを確保することとします。

【植栽基盤】の標準例



ウ 他の土地利用との兼用は行わないこととします。

エ 緑地は、原則として次の区域にかからないものとします。

(ア) 都市計画道路の区域

(イ) 船場建築線の区域。ただし、「御堂筋沿道部建築物のデザイン誘導等に

関する要綱」が適用される区域において、当該要綱第6条に定める建築計画デザイン協議が成立した場合は、この限りではありません。

オ 消防活動上及び避難上支障のない位置に設置することとします。

## (2) 植栽

ア 緑地の樹木や土壌等が、風雨等により飛散・流出しないようにすることとします。

イ 緑地を維持するための灌水施設をできるだけ設けることとします。

ウ 建築物の躯体を根によって傷めることがないような樹木を選定し、防根を適切に行うこととします。

エ 樹木は枝条がよく繁茂し、その樹種本来の形態、性状を有し、病害虫の被害や損傷のない健全な生育状態のものとしてします。

オ 支柱の形状は、原則として高木では2本鳥居型支柱、3本鳥居型支柱若しくは同等以上の支柱、中木では1本支柱によるものとしてしますが、樹木の大きさや形状等によりそれによりがたい場合、地下支柱やワイヤー支柱の使用も可能とします。

## (3) その他

ア 屋上などの緑地における植栽基盤の形状、植栽については、敷地（地上部）での基準に準じるものとしてしますが、屋上などの構造等を考慮して検討を行うものとしてします。

イ 外壁、屋上などに緑化を行う場合、緑化資材等が落下しないように危険防止の措置を講じることとします。



## 公園又は広場面積算定

### (1) 公園又は広場の面積の基準

#### 【条例】

(公園又は広場の設置義務)

第13条 特定建築物で共同住宅の用に供するもの（他の用途を兼ねるものを含む。）のうち、良好な都市環境の形成に及ぼす影響が大きいものとして市規則で定めるものの新築等をしようとする緑化義務者は、前条第1項の緑化のほか、当該特定建築物に係る新築等の工事が完了するまでに、当該特定建築物の敷地内に公園又は広場を設置しなければならない。

2 前項の公園又は広場は、市規則で定めるところにより算定したこれらの部分の面積の合計が特定建築物の敷地面積に100分の3を乗じて得た面積以上となるように設置しなければならない。

公園又は広場の面積は以下のとおりです。

(敷地面積×3パーセント)以上の面積を、緑化義務面積とは別に  
水平投影面積で確保すること

### (2) 対象

#### 【施行規則】

(公園又は広場の設置が必要な特定建築物)

第6条 条例第13条第1項の良好な都市環境の形成に及ぼす影響が大きいものとして市規則で定める特定建築物は、住居の用途に供する独立部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定する建物の部分に相当するものをいう。）で床面積が35平方メートルより大きいものを70以上有するものとする。

- ・戸数が70以上の共同住宅であること。
- ・1戸の床面積が35平方メートル以下の住宅は、住宅戸数に算入しません。

### (3) 公園又は広場の配置、形状

- ・公園又は広場の配置、形状は、居住者、周辺に居住する人の利用も配慮し、原則として接道部の安全かつ適切な位置に配置し、形状は平坦にして正方形又は長方形とするようにしてください。ただし、土地の形状、緑地の配置の状況により困難な場合はこの限りではありません。
- ・公園又は広場の日光が当たるように、できるだけ上部に軒やバルコニー等の構造物がないようにしてください。
- ・他の土地利用との兼用は原則行わないでください。とくに、公園又は広場としての利用と目的が異なる総合設計制度における歩道状公開空地との兼用は行わないでください。
- ・公園又は広場は、恒久的に利用できる場所として設置することから、原則と

して都市計画道路、船場建築線の区域にかからないものとしてください。

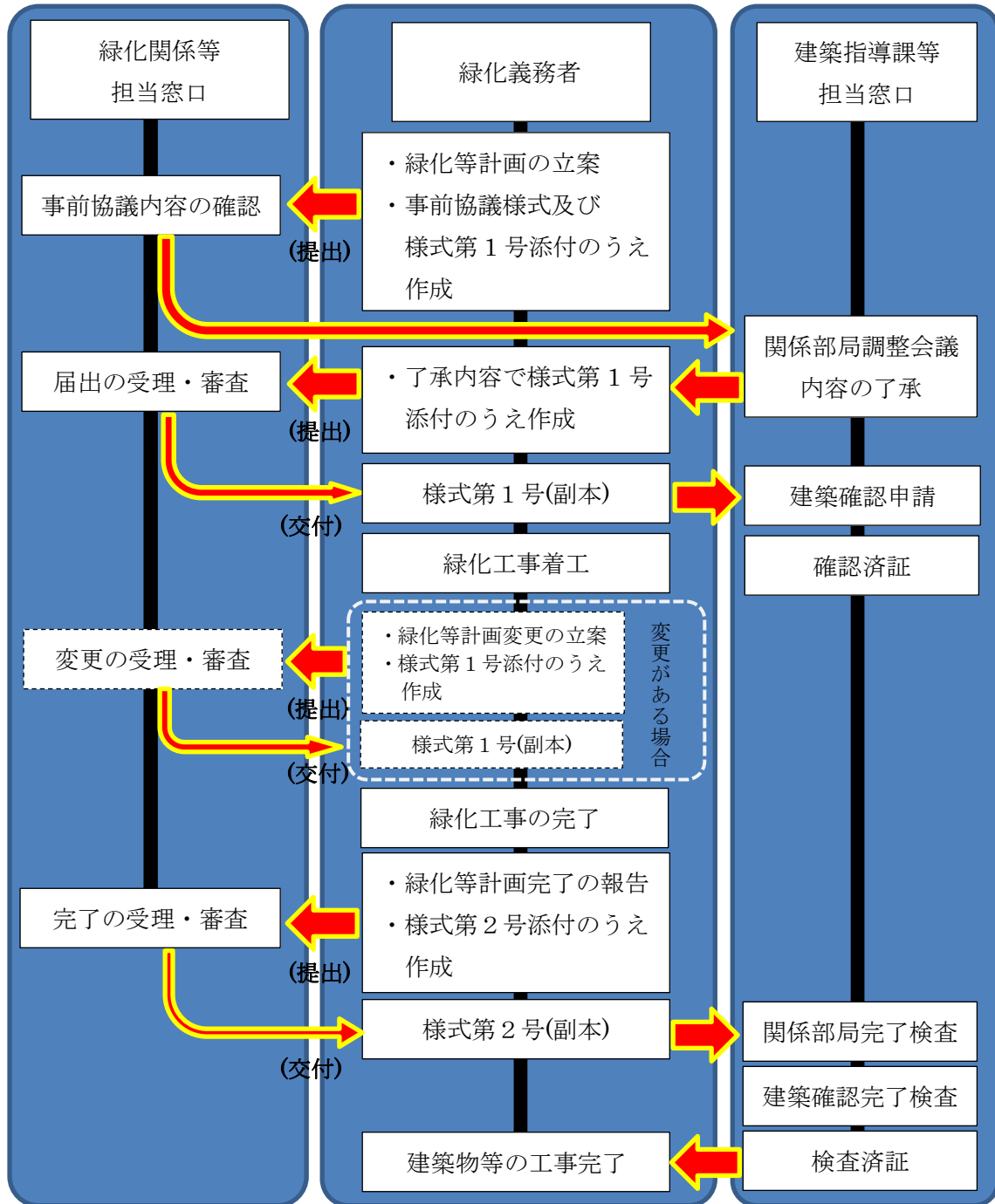
#### (4) 公園又は広場の施設内容

- 公園・広場の施設は、次に掲げるものを基本とし、利用上及び管理上機能的で、かつ安全に配慮してください。とくに、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮することとします。
- 管理施設（例：車止め、集水柵等）
- 休養施設（例：ベンチ等）
- 遊戯施設（例：砂場等）
- 修景施設（例：パーゴラ、モニュメント、植栽等）
- 植栽方法については、緑化義務面積の規定を準用してください。ただし植栽本数や植栽間隔についてはこの限りではありません。

手続きのフロー図

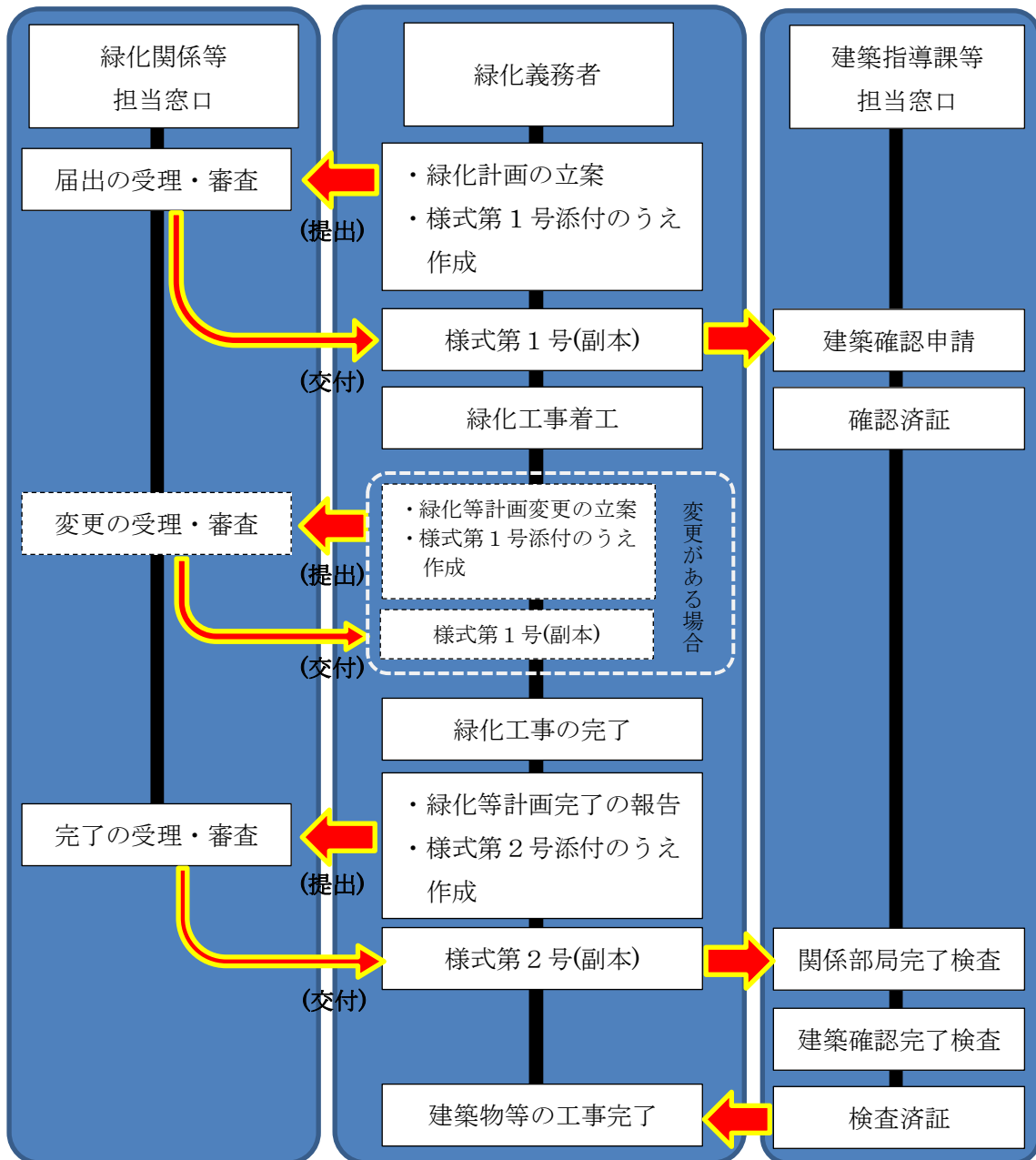
- ・「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」で認定される建築物の規模（大規模建築物、準大規模建築物）で手続きの流れが変わりますのでご注意ください（緑化内容はどちらに認定されても変わりません）

緑化手続きフロー（大規模建築物認定時）



・緑化完了後、速やかに完了届を提出してください。  
 なお、完了報告を行わない場合は、条例に基づく勧告・立入調査を行うことがあります。

## 緑化手続きフロー（準大規模建築物認定時）



・緑化完了後、速やかに完了届を提出してください。  
 なお、完了報告を行わない場合は、条例に基づく勧告・立入調査を行うことがあります。

## 緑化等計画書の作成要領

### (1) 事前相談

「大阪市大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」の大規模建築物に該当する建築物につきましては、計画の内容について建築確認申請前の関係部局調整会議における内容の了承が必要となりますので、緑化等計画書（様式第1号）に大規模建築物の事前相談様式を添付して担当窓口事前相談をしてください。

なお、来庁の際には、あらかじめ電話等で打合せ日時の予約をお願いします。（準大規模建築物には手続きとしての事前相談はありませんが、内容等の不備がある場合、計画書の受付ができない場合がありますので、本提出前の事前相談をお願いします）

### (2) 緑化等計画書の作成

大規模建築物については事前相談で了承を受けた内容で、準大規模建築物では新規に緑化等計画書（様式第1号）を作成し、以下の図書類を添付し、正本1部、副本1部（写し可）を提出してください。

緑化等計画書の作成要領	
図書名	作成・記載方法
①緑化等計画書 (様式第1号)	記入例（P23）を参照してください。
②付近見取図	ア. 縮尺 規模に応じてわかりやすい縮尺にしてください。 イ. 表示事項 下記の内容を表示してください。 ・敷地の位置（敷地の範囲は彩色するなどして、わかりやすく表示してください） ・所在地（地名、地番を住居表示で記入してください） ・位置を特定できる道路、建築物などを記入してください。
③敷地面積求積図	ア. 縮尺 緑化等計画図と同じ縮尺、図面サイズを使用してください。 イ. 求積項目 敷地面積をわかりやすく表示してください。 エ. 求積表 計算図の中に掲載するか、別紙として添付してください。 オ. 面積の算出方法 三斜求積又は座標求積を用いてください。

④緑化等計画図	<p>緑化等計画図は必要に応じて地上部と建築物上の図面を分けるなどして、計画内容がわかりやすいように工夫してください。</p> <p>ア. 縮尺 図面の縮尺は1/200～1/300を標準としてください。</p> <p>イ. 敷地 敷地の境界は、太線や一点鎖線などでわかりやすく表示してください。屋上部についても同様です。</p> <p>ウ. 建築物 建築物の範囲を分かりやすく表示してください。その他、工作物（擁壁・フェンス・塀など）がある場合もわかりやすく表示してください。</p> <p>エ. 新たに設ける緑化施設等 新たに設ける樹木や地被植物、公園・広場の区域は彩色するなどわかりやすく表示してください。樹種名などは「樹木等一覧表」と対比できるように表示してください。</p> <p>オ. 既存の緑化施設等 新たに設ける緑化施設等と区別がつくように彩色するなどして、わかりやすく表示してください。</p>
⑤緑化等求積図	<p>ア. 縮尺 緑化等計画図と同じ縮尺、図面サイズを使用してください。</p> <p>イ. 求積項目 緑化面積、公園・広場面積をわかりやすく表示してください。</p> <p>ウ. 緑化面積 緑化等計画書の緑化面積内訳に準じて細分表示してください。</p> <p>エ. 求積表 計算図の中に掲載するか、別紙として添付してください。</p> <p>オ. 面積の算出方法 三斜求積を用いてください。</p>
⑥緑化等標準断面図	<p>緑化等標準断面図は主要な部分の断面構造がわかるよう、必要に応じて複数作成してください。また断面の位置を緑化等計画図上に表示してください。</p> <p>ア. 縮尺・図面サイズ 図面縮尺は1/50～1/100を標準にしてください。</p> <p>イ. 当該断面部の構造をわかりやすく表示し、植樹、灌水施設、フェンスなどの工作物を設置する場合はその構造及び規格も表示してください。</p>
⑦外壁等立面図 ※外壁等に緑化を実施する場合	<p>ア. 縮尺 縮尺は建築物の形状がわかるとともに、緑化施設の明示に適切な縮尺を使用してください。</p> <p>イ. 外壁等の緑化の内容 計画区域を彩色するなどしてわかりやすく表示してください。</p>
⑧委任状	<p>届出者が建築主と異なる場合のみ作成して、添付してください。</p>

### (3) 緑化等計画書の確認

緑化等計画書の計画内容を審査、確認した後、受理印を押して「緑化等計画書（副本）」を交付します。

### (4) 緑化等計画変更書の作成

緑化等計画書（一式）を提出した後、以下の内容について緑化等計画を変更する必要がある場合には、あらかじめ窓口の担当者に連絡のうえ、変更内容の相談を行い、変更手続きを行ってください。

変更の手続きが必要な場合
(1) 緑地面積の敷地面積に対する割合（当初より減少する場合に限る。）
(2) 敷地の形状又は面積（当初の面積の1/10以上の増減に限る。）
(3) 建築主の氏名、名称又は住所が変更されたとき

緑化等計画変更書には変更内容に応じて以下の図書を添付し、正本1部、副本1部（写し可）を提出してください。

緑化計画変更書の作成要領	
図書名	作成・記載方法
①緑化計画変更書 （様式第1号）	変更箇所を朱書き記入してください。
②その他関係図書	ア. 緑化等計画書添付図表（付近見取図、敷地面積求積図、緑化等計画図、緑化等求積図、緑化等標準断面図、外壁等立面図）については、変更内容に関するものを添付してください。 イ. 変更前の緑化等計画書の写し、及び添付図表のうち、変更したものは変更前の図表を添付してください。

### (5) 緑化等計画変更書の確認

緑化等計画変更書の計画内容を審査、確認した後、承認印等を押して「緑化等計画変更書（副本）」を交付します。

## (6) 緑化等完了届の作成

緑化等完了届には以下の図書類を添付し、正本1部、副本1部(写し可)を提出してください。

緑化等完了届の作成要領	
図書名	作成・記載方法
①緑化等完了届 (様式第2号)	最終的な緑化の内容について、緑化等計画書に準じて作成してください。 ※緑化完了日は植栽などの緑化工事が完了した日を記入してください。
②緑化等計画図	ア. 最終の緑化等計画図を作成してください。 イ. 完了写真の撮影方向、写真番号を表示してください。
③工事完了写真	ア. 写真はA4サイズの台紙などに添付してください。 イ. 写真は緑化施設ごとに四方向から撮影してください。なお、その場合、緑化施設の延長や植栽樹木の規格等が判別できるようにメジャーなどをあてて撮影してください。
④その他関係図書	軽微な変更がある場合は、変更内容に応じた図表を添付してください。

## (7) 緑化等完了届の確認

緑化等完了届の内容を審査、確認した後、承認印等を押して「緑化完了書(副本)」を交付します。



記入例

第1号様式

緑化等計画書

新規  
変更  
平成〇〇年〇月〇日

大阪市長 様

緑化義務者 住所 大阪市△△区〇〇町4丁目2-15  
氏名 〇〇 〇〇 印

大阪市みどりのまちづくり条例第14条の規定により、緑化等計画書を 作成 したので、次のとおり届け出ます。  
変更

工事名称	〇〇ビル建築工事		
敷地の位置	大阪市△△区〇〇町2丁目1-1		
代理者	(会社名) □□コンサル (住所) 大阪市〇△区〇△町36	(氏名) 〇〇 〇〇 (担当者・電話) 00-0000-0000	

建物主要用途	事務所	工事種別	■新築 □増築 □改築
共同住宅の場合の独立部分の数	—	緑化工事着手予定日	平成 年 月 日
建築面積	800 m <sup>2</sup>	緑化工事完了予定日	平成 年 月 日
敷地面積	2,000 m <sup>2</sup>	控除面積	— m <sup>2</sup>
対象敷地面積	2,000 m <sup>2</sup> (A) [敷地面積－控除面積]		(参考)増築後の延べ床面積 1.2倍 □超 □以下
緑化義務面積	60 m <sup>2</sup> [A×3÷100] = (B)		

【緑化部分の面積】

緑化基本位置の緑化部分		実面積 (m <sup>2</sup> )	有効面積 (m <sup>2</sup> )	
■水平投影面積	敷地等	25.0 ①		$\frac{\text{③}}{A} \times 100$
	■水平投影面積以外	外壁等		
高さが6メートル以上の樹木		23.5		
その他市長が認める緑化部分 (小計)		25.5 ②		
計		55.5 ③=①+②	55.5 ③=①+②	2.77%
		緑化義務面積に対して不足している面積		4.5 m <sup>2</sup> B-③

緑化基本位置以外の緑化部分 (B-③) > 0の場合)		実面積 (m <sup>2</sup> )	有効面積 (m <sup>2</sup> )		
■水平投影面積	敷地等	10.0 ④		$\frac{\text{⑧}}{A} \times 100$	
	外壁等	ア			④×1/2
□水平投影面積以外	高さが6メートル以上の樹木	イ			(ア×1/2)
	その他市長が認める緑化部分 (小計)	ウ			(イ×1/2)
計		10.0 ⑥=④+⑤	5.0 ⑦=⑥×1/2	0.25%	

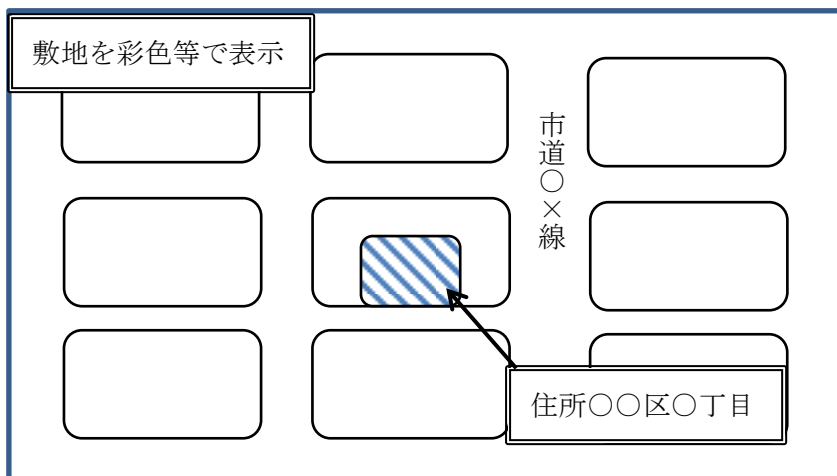
◇共同住宅の用に供する場合 (独立部分で床面積が35平方メートルより大きいものが70以上の場合)

【公園又は広場】

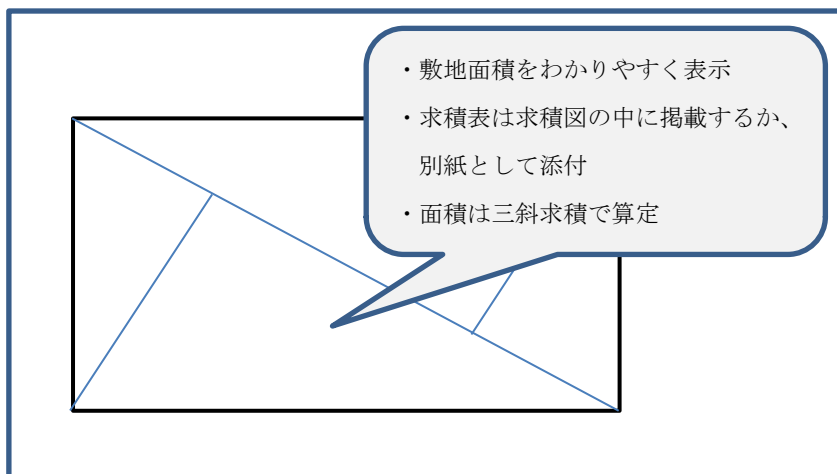
— m <sup>2</sup> (G)	%=G/A×100
----------------------	-----------

(注意事項)  
緑化面積・率は、小数第3位を切り捨てた数値を記入してください。

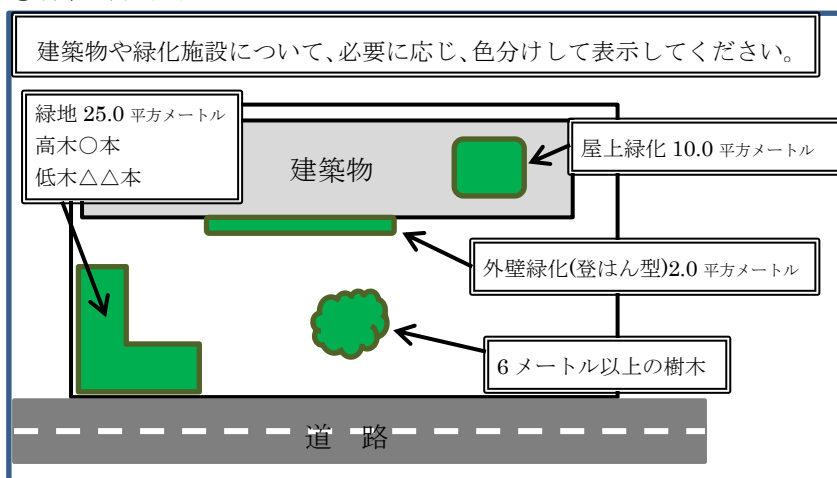
②付近見取図



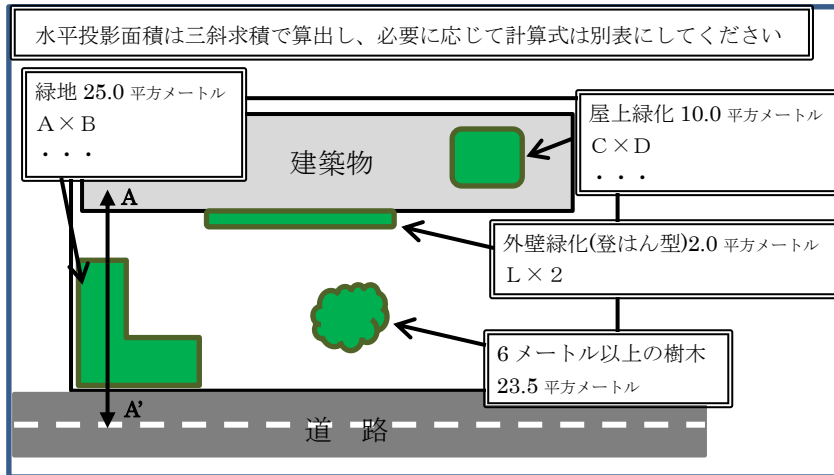
③敷地面積求積図



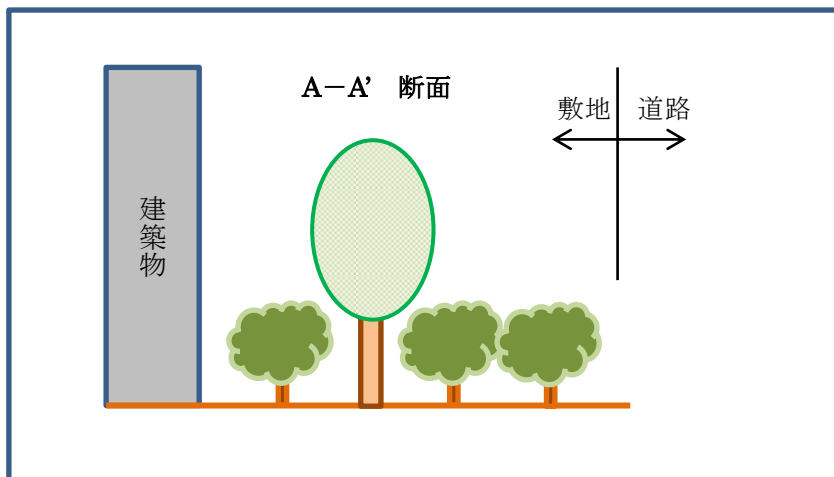
④緑化等計画図



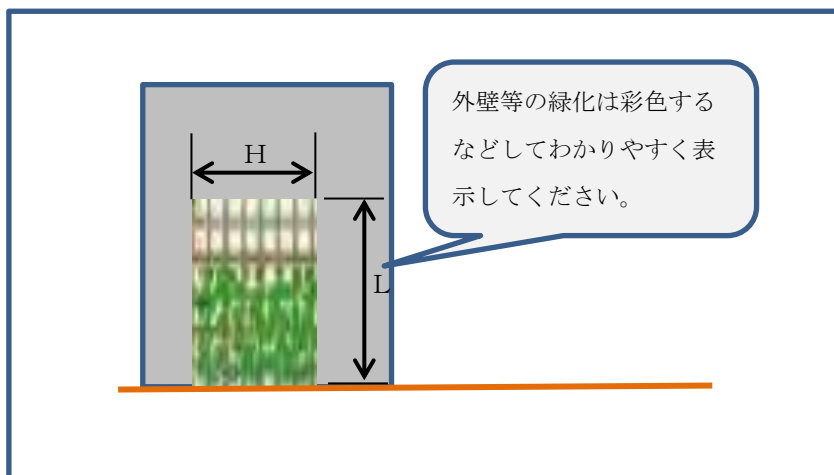
⑤緑化等求積図



⑥緑化等標準断面図



⑦外壁等立面図 ※外壁等に緑化を実施する場合



様式

第1号様式

**緑化等計画書** 新規  
変更

平成 年 月 日

大阪市長 様 緑化義務者 住所  
氏名 印

作成  
大阪のみどりのまちづくり条例第14条の規定により、緑化等計画書を したので、次のお届け出ます。  
変更

工事名称			
敷地の位置	大阪市		
代理者	(会社名) (住所)	(氏名) (担当者・電話)	

建物主要用途		工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
共同住宅の場合の独立部分の数		緑化工事着手予定日	平成 年 月 日
建築面積	m <sup>2</sup>	緑化工事完了予定日	平成 年 月 日
敷地面積	m <sup>2</sup>	控除面積	m <sup>2</sup>
対象敷地面積	m <sup>2</sup> (A) [敷地面積 - 控除面積]		(参考) 増築後の延べ床面積 1.2倍 <input type="checkbox"/> 超 <input type="checkbox"/> 以下
緑化義務面積	m <sup>2</sup> [A × 3 ÷ 100] = (B)		

**【緑化部分の面積】**

緑化基本位置の緑化部分		実面積 (m <sup>2</sup> )	有効面積 (m <sup>2</sup> )
<input type="checkbox"/> 水平投影面積	敷地等	①	
	外壁等		
<input type="checkbox"/> 水平投影面積以外	高さが6メートル以上の樹木		
	その他市長が認める緑化部分 (小計)	②	
計		③=①+②	③/A × 100 %
		緑化義務面積に対して不足している面積	m <sup>2</sup> B-③

緑化基本位置以外の緑化部分 ( B-③ ) > 0 の場合)		実面積 (m <sup>2</sup> )	有効面積 (m <sup>2</sup> )
<input type="checkbox"/> 水平投影面積	敷地等	④	
	外壁等	ア	
<input type="checkbox"/> 水平投影面積以外	高さが6メートル以上の樹木	イ	
	その他市長が認める緑化部分 (小計)	⑤=ア+イ+ウ	
計		⑥=④+⑤	⑧/A × 100 %

◇共同住宅の用に供する場合 (独立部分で床面積が35平方メートルより大きいものが70以上の場合)

**【公園又は広場】**

m <sup>2</sup> (G)	%=G/A × 100
--------------------	-------------

(注意事項)  
緑化面積・率は、小数第3位を切り捨てた数値を記入してください。

第2号様式

緑化等完了書

平成 年 月 日

大阪市長 様

緑化義務者 住 所

氏 名 印

大阪市みどりのまちづくり条例にかかる建築物の緑化等完了工事が完了しましたので、同条例第16条の規定に基づき次のとおり届け出ます。

工事名称	
敷地の位置	大阪市
代理者	(会社名) (氏名) (住所) (担当者・電話)

敷地面積	m <sup>2</sup>	控除面積	m <sup>2</sup>
対象敷地面積	m <sup>2</sup> (A) [敷地面積 - 控除面積]	緑化義務面積	m <sup>2</sup> [(A) × 3 ÷ 100] = (B)

【緑化義務面積】

緑化基本位置		実面積 (m <sup>2</sup> )	有効面積 (m <sup>2</sup> )
□ 水平投影面積	敷地等	①	
	外壁等		
□ 水平投影面積以外	高さが6メートル以上の樹木		
	その他市長が認める緑化部分 (小計)	②	
計		③=①+②	③/A × 100 %
緑化基本位置以外で必要な緑化義務面積			m <sup>2</sup> B-③

緑化基本位置以外 ((B-③) > 0 の場合必要)		実面積 (m <sup>2</sup> )	有効面積 (m <sup>2</sup> )
□ 水平投影面積	敷地等	④	
	外壁等	ア	
□ 水平投影面積以外	高さが6メートル以上の樹木	イ	
	その他市長が認める緑化部分 (小計)	⑤=ア+イ+ウ	
計		⑥=④+⑤	⑤/A × 100 %

◇ 特定建築物で共同住宅の用に供する場合 (独立部分で床面積が35平方メートルより大きいものが70以上)

【公園又は広場】

m <sup>2</sup> (G)	%=G/A × 100
--------------------	-------------

(注意事項)  
緑化面積・率は、小数第3位を切り捨てた数値を記入してください。